

「嵐山町生活排水処理施設基本計画(案)」を作成しました

生活排水処理施設基本計画とは

下水道という概念が少なかったころ、トイレのし尿はくみ取りにより処理されていたため衛生面で問題がありました。その後、単独処理浄化槽の普及により衛生面は改善されました。しかし台所・風呂・洗濯などの雑排水は、そのまま河川に放流していたため、河川水質の悪化を招きました。そこで、快適な生活環境・良質な水環境を創造するために、トイレのし尿と台所・風呂・洗濯などの雑排水を一括で処理する「生活排水処理施設」が計画されました。

今までの基本計画見直しの経緯

平成10年度、町では、町内の全家庭を集約処理（市野川流域関連公共下水道）、または、個別処理（合併処理浄化槽）で処理するため「生活排水処理施設基本計画」を策定しました。その後、平成15年度、21年度さらに28年度に見直しを行いました。

平成21年度の見直しでは、下水道で整備する区域の適正化、合併処理浄化槽の設置の促進等の施策が追加され、これに基づいて生活排水処理施設の整備が進められています。平成27年度時

点で、下水道で整備する区域については大部分で整備を完了しており、合併処理浄化槽で整備する区域についても着実に整備を進めています。

今回の基本計画の方針

今回の見直しは、県が定める基本構想における生活排水処理施設整備の目標や町の都市計画等との整合を図りつつ、人口減少や都市計画の進捗状況を踏まえて、令和7年度における生活排水処理の整備率100%を目指すものです。また、下水道で整備する区域、その他区域（合併処理浄化槽で整備）の選定は投資効果、財政等の観点から妥当性があることを確認しています。

一方、嵐山町の都市計画では、都市計画道路の整備が令和5年度に工事着手予定であり、この整備と並行して下水道整備を実施する予定となっています。また、嵐山町管理型浄化槽整備推進事業(※)による浄化槽の整備は、現状の整備状況を踏まえると、下表の通り令和13年度に整備完了の見込みです。今後は、新たな施策の展開や広報等により生活排水処理施設の整備を進め、目標年度における目標値の達成を目指します。

▼問合せ 上下水道課 ☎62-0728

※管理型浄化槽整備推進事業とは
平成24年4月より開始した、各戸の合併処理浄化槽の設置・維持管理を行う事業。設置費用の大部分および設置後の維持管理費用を町が負担すること、個人の負担を大幅に削減し、単独処理浄化槽・くみ取り槽から合併処理浄化槽への切り替えを促進しています。

整備手法別面積・計画人口の内訳

計画目標年	生活排水処理施設基本計画(案)			平成28年度基本計画		
	令和7年度			令和7年度		
整備手法	流域関連公共下水道	合併処理浄化槽	合計(行政全域)	流域関連公共下水道	合併処理浄化槽	合計(行政全域)
面積(ha)	391	2,602	2,992	345	2,640	2,985
計画人口(人)	11,131	5,643	16,774	10,770	5,810	16,580

合併浄化槽の整備率

	現況	令和7年度	令和13年度
整備率	38.8%	66.1%	100.0%

基本計画(案)について意見(パブリックコメント)を募集します

募集期間：2月3日(月)～21日(金)※郵送の場合は、2月21日(金)必着

対象：(1)町内に住所がある方 (2)町内に事務所または事業所がある方

提出方法：(1)持参または郵便

〒355-0211 嵐山町大字杉山1030-1 嵐山町上下水道課 下水道担当

(2)電子メール【アドレス】 r-jougesui03@town.ranzan.saitama.jp

(3)FAX 62-3900

ご注意：A4版用紙サイズ。意見者の住所・氏名・電話番号・FAX番号・メールアドレス

(連絡手段の項目については、該当するものを記入)をご記入のうえ、提出してください。

嵐山町生活排水処理施設
基本計画区域(案)

